

第56回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成28年5月18日（水）13：40～14：40

場所：ユートリー 8階 中ホール

- 司会：皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
- 私は本日司会を務めさせていただきます環境保全課の原と申します。会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。
- 本日の資料は、事前に送付させていただきました次第、出席者名簿、席図、資料1から資料5までです。不足はございませんでしょうか。
- それでは定刻より若干早い時間でございますけれども、皆様お揃いでございますので、次第に従いまして委嘱状を交付いたします。本日は知事が所用のため出席できませんので、副知事の佐々木郁夫から委嘱状を交付いたします。御名前を呼ばれた委員はその場で御起立いただき、委嘱状をお受け取りください。委嘱状を受けられましたら御着席ください。

【委嘱状交付】

以上をもちまして委嘱状の交付を終了いたします。なお、鈴木委員は本日欠席となっております。また、藤原委員の代理といたしまして、二戸市市民生活部長の佐々木様が御出席されております。

それでは、ただ今から第56回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、副知事の佐々木から御挨拶申し上げます。

佐々木副知事：青森県の副知事を務めております佐々木でございます。知事に代わりまして、協議会の冒頭、一言御挨拶をさせていただきます。

本日、皆様におかれましては大変御多忙の中、本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、本協議会の委員に御就任をいただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

本協議会は、平成15年7月に発足し、これまで周辺環境への汚染拡散防止対策、不法投棄廃棄物の適正な処理方法等について御意見をいただいております。皆様には、本日、不法投棄現場の視察をしていただいたところでございますが、現在、現場におきましては廃棄物等の撤去終了後の現場内に残る汚染地下水の浄化を行っているところでございます。また、現場跡地の森林整備にも取り

組んでいるところであり、昨年10月25日に植樹につきましては完了することができました。これもひとえに委員の皆様や地域住民の方々をはじめとする関係者の御理解と御協力の賜であり、深く感謝を申し上げます。

県といたしましては、今後とも現場地下水の浄化など、原状回復の取組や環境再生に向けた取組等を着実に進めていくこととしております。

本日の協議会は現場地下水の浄化の状況や本年1月から3月の環境モニタリング調査結果について御報告いたしますとともに、今年度予定しております地下水浄化に係る中間評価の実施方法等について御協議をいただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いを申し上げまして開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会： それでは議事に移ります前に、本日初めて顔を合わせる方もいらっしゃると思いますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

伊東委員からお願いいたします。

伊東委員： 本日、初めてこちらの方に出させていただきました伊東英俊と申します。

私、青森市の方で産業廃棄物の中間処理ですとか土木建設、解体業をしている会社に勤めております。まだまだいろいろ分からないことがあるかと思うんですけど、少しでも力になれるよう頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宇藤委員： 皆様、こんにちは。田子町で農業をやっております宇藤安貴子と申します。

これからもどうぞ皆様のお力をよろしくお願いいたします。

澤口委員： どうも、こんにちは。澤口博二と申します。

引き続き、また委員をやらせていただきます。話題的には最終段階に入ってきておりますが、中身が大切だと思っておりますので、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

末永委員： 前の2年間に引き続きまして、また委員を委嘱されました末永と申します。

4年前までは青森大学に務めておりましたが、その後退職いたしまして、現在は青森大学名誉教授という形でここに参加させていただきます。なかなか難しい問題もあるみたいですが、引き続きあと2年間、先ほど佐々木副知事から委嘱状をいただきましたので、頑張ってくださいと思います。よろしく

お願いします。

葛谷委員： 皆様、はじめまして、私は八戸の環境NPOに従事しております葛谷尚子と申します。よろしくお願いいたします。

私、仕事の方でも、また個人の活動としても環境教育に携わらせていただいております。その点から今回、このような形で機会を頂戴することになったかと思えます。勉強をさせていただき、今後の活動につなげられるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

野呂委員： 青森公立大学の野呂と申します。

地域未来学科という学科に所属しております。専門は経済学なのですが、学生を連れてフィールドリサーチをしたりとか、幅広く地域の活性化の活動に従事しております。今回、フィールドに出るという、午前中視察があったということでラフな格好で本当に申し訳ございません。昨年に引き続き従事しておりますので、今年度、さらに意見を出して、より議論を深められるように、貢献できるようにしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

佐々木代理委員： 岩手県二戸市の市民生活部長を務めております佐々木でございます。

藤原市長に代わりまして出席させていただいております。出席は、この会議は去年の秋以来、3回目となります。

岩手県、青森県、両県の取組というものをいろいろお聞きしながら勉強させていただいているというのが実態でございます。これからもよろしくお願いいたします。

古川委員： 八戸圏域水道企業団副企業長の古川でございます。

広域水道を始めまして30年になります。32万人の給水エリアを持っています。産業廃棄物不法投棄のことについては飲料水を扱う者として非常に重要だと考えます。皆さんと共に勉強をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

眞家委員： 北里大学獣医学部生物環境科学科の眞家と申します。

水環境ですとか土壌中の水循環について研究をしております。よろしくお願いいたします。

山本委員： 田子町長の山本と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

田子町は、この県境産廃不法投棄事案を後世に引き継ぎ、しっかりと子ども

から勉強をさせたいというふうなことで、生活の中でこれを活かしていくということで、一昨年、美しい町づくり条例を制定しました。また昨年は日本で最も美しい村連合というものに加盟しまして、具体的な活動としてのこの教訓を活かしていくということに取り組んでおるところでございます。

また、現場の方も昨年植樹が終わりまして、今日見てきた限りでは時間の経過とともに少しずつですが確実に回復に向かっているということで、大変ありがたいなと思っております。

どうぞ、よろしく申し上げます。

司会 : ありがとうございます。
続きまして県側の職員を紹介させていただきます。
副知事の佐々木です。
環境生活部長の鈴木です。
環境生活部次長の白坂です。
環境保全課長の石坂です。
県境再生対策監の工藤です。
環境保全課課長代理の工藤です。
県境再生対策グループサブマネージャーの西川です。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。まず案件1、会長及び副会長の選任についてでございます。会長の選任につきましては、お配りしてあります資料1、協議会設置要領の第4第2項に、「会長は、委員の互選による。」と規定されております。それでは委員の皆様からの御推薦をお願いいたします。

眞家委員 : 前期に引き続きまして末永委員を推薦いたします。

委員 : (異議なしの声。)

事務局 : それでは末永委員、お願いいたします。
それでは設置要領第4第4項に「会長は、会務を総理し、会議の議長となる。」と規定されておりますので、末永委員には議長席にお移りいただき、ここからの議事進行をお願いいたします。

末永会長 : ただ今、佐々木副知事から2年間の委嘱状をいただきまして、かつまた今、眞家委員から会長に推薦され、委員の皆様にご支持をいただきました。大変ありがとうございます。

先ほど申しましたが、前期2年間、委員及び会長をやらせていただきまして、また今回も会長ということで、大変身に余る光栄だと思っております。

先ほども副知事の御挨拶の中にもありましたが、我々は9時10分にここを出発いたしました現場の方に行きまして参りました。自然の再生等に関しましては着々と進んでいるなというふうなことを思った次第です。ただ、岩手県の方の委員としても出ていらっしゃる山本委員とバスの中でちょっとだけお話をしたんですが、どうも、やはり青森県と岩手県で、どちらがいいとか悪いということではありませんが、若干この問題に関する取り組み方に温度差があるなということを痛感いたしました。従いまして、今後、岩手県はあと1年、今年度を入れて2年で終わるということですが、その辺も含めまして、どのような形において青森県としては対処していくのかと、そういったこともあるいは重要な課題になるのかなと思っております。

それからもう1つは、これは我々の委員会、昨年と一昨年、ここの委員を引き受けさせていただいての課題であります。この会議は基本的には自然再生、それから地域振興、それからもう1つは情報発信、この3つをどのような形において進めていくかということがこれまで議論されてきたところであります。

先ほどの山本委員のお話にもありましたが、これから2年間、今までの経緯を十分に踏まえながら、さらに実り多いものにして、自然再生も着実に進んでいる、地域振興もやはり田子町がいろんな形において進めようとしている。それに対して県がどのような形においてサポートするか、あるいは県民がどのような形においてサポートすればいいのか、あるいは情報発信、こういうことに対しても薦谷委員などもそういうことに対しては専門家でいらっしゃると思いますので、さらにより良い情報発信をどのような形においてやるのか、そういったことをこの2年間、いろんな形において皆様方と議論していきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

それでは引き続きまして副会長の選任ということになっております。設置要項の第4第3項に「副会長は、会長が選任する。」となっておりますので、私の方から大変恐縮ではございますが選ばせていただきます。

本日欠席されていますが、鈴木委員に引き続き副会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局： 議事の途中で誠に申し訳ございませんが、佐々木副知事は所用のため、ここで退席させていただきます。

佐々木副知事： それでは末永会長はじめ委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。中座させていただきます。

末永会長： それでは引き続き、案件の2でございます。平成28年環境モニタリング調査結果、1月から3月ですね。これに関しまして、事務局から御説明をいただきたい。よろしくお願いいたします。

事務局： 環境保全課の成田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料2-1を用いまして、平成28年環境モニタリング調査結果、1月から3月について説明します。今回、この場で御説明をするのは、今年28年の1月から3月分のモニタリング結果であります。

まず1番、水質モニタリングということで、不法投棄現場周辺環境からは環境基準を超える値は検出されませんでした。ですが、現場内の一部の地点においては、1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が「環境基準」を超える値で検出されております。調査結果の詳細については資料2-2に個別のデータを載せておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。調査地点だけ取りまとめたものが下の表になっております。周辺河川・湧水等、周辺地下水に関しては、全ての調査箇所において、環境基準を超える値は検出されておりません。遮水壁内地下水については、ア-26、29、37、38、39において1,4-ジオキサン、ア-38と39においては硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超えて検出されております。ア-38、39の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、前年度も御説明したとおり、客土ですとか植樹の際のポットの土の影響であると考えております。

水質モニタリングは以上になりまして、2番、浸出水処理施設水質モニタリングの結果になります。こちらの放流水の水質は、いずれの項目についても計画処理水質及びバイパス運転停止水質を下回っています。こちらの調査結果は資料2-2の方に個別のデータがございますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

下の方、参考として1,4-ジオキサン除去量というグラフを載せております。こちらは廃棄物等の撤去が完了した平成26年1月から平成28年3月における1,4-ジオキサンの現場内からの累計除去量を示しています。平成28年3月時点で、29,653gという形になっています。

簡単ではございますが、資料2-1の説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、成田主査の方から平成28年の環境モニタリング調査結果、1月から3月でございますが、これに関しまして御説明いただきました。

これにつきまして、何か委員の皆様方から御質問なり御意見があればお願い

します。

よろしいですか。特段なければ、また後ほど最後に若干時間が取れると思いますので、その時でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして案件3、現場地下水浄化計画に基づく1,4-ジオキサンの浄化の状況についてということで、これも御説明いただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは資料3について御説明します。不法投棄現場では、今、地下水の浄化を進めておりました、午前中の現場視察の際にも述べましたが、改めてどのような形で浄化をしているのか、御説明をしたいと思います。

県境不法投棄現場の青森県側では、平成25年度に廃棄物の全量撤去が完了しておりますけれども、その後、現場内に残る汚染地下水については、平成34年までに浄化を終えるよう、現場地下水浄化計画を策定しまして、これに基づき対策を実施しているところです。

ターゲットとしている物質としては、現場の中でも汚染度の高い1,4-ジオキサン、これを含む汚染地下水を汲み上げて、現場内から除去するとともに、雨水を地下浸透させて徐々に汚染のない地下水に置き換えていき、汲み上げた汚染地下水は現場の下流にある浸出水処理施設において処理することで浄化を実施しております。

それでは資料の御説明をします。まず先ほど申しました現場地下水浄化計画に基づく浄化設備、汚染水を汲み上げる揚水井戸、雨水を溜めておく雨水貯留池、あとは雨水の地下浸透を促進させる浸透枘の設置を平成26年度から開始し、昨年の8月までに完成しております。そして9月からは、元々設置されていた揚水井戸を含めまして本格的に汚染地下水の揚水浄化を進めている状況にあります。

まず資料の構成について御説明します。資料3の1ページ下に表が3つほどあります。表1には現場に設置してある揚水井戸の揚水量の推移、表2にはその揚水井戸の1,4-ジオキサン濃度の推移、また右側には表3、観測井戸の1,4-ジオキサンの濃度の推移を掲載しております。こちらについては9月から揚水を開始しておりますので、それ以降の状況について掲載しております。

表の一番左側に第一帯水層と第二帯水層とありますがけれども、青森県側現場では地中の上部の浅いところにある地下水と深いところにある地下水の2つ帯水層があることが分かっておりました、地中の上部にある浅いところを第一帯水層、深いところにあるものを第二帯水層と区分しております。

また、その次の欄にエリアというのがあります。こちらは1ページ右上の現場の図に示しているエリアに対応しております。

午前中の現場視察で御覧になられたように、青森県側現場は中央部が低く、

西側に傾斜している谷地形となっており、地下水の流れについても概ね東側の県境部から西側の下流部へ流れているという状況です。

設置されている揚水井戸、観測井戸の詳細な位置については2ページ、3ページに掲載しております。2ページには地中の上部、浅いところにある第一帯水層を対象としたものになりまして、3ページには地中の深いところにある第二帯水層を対象とした揚水井戸、観測井戸の位置を示しております。こちらには併せて1,4-ジオキサン濃度の推移を示しております。

1ページに戻っていただいて、1番目、揚水井戸の揚水量の状況について御説明します。揚水量については、継続して揚水できない井戸もあるため、1日当たりの揚水量が計画揚水量である125 m³を下回って推移してきておりました。しかしながら3月は地下浸透した雪解け水等の影響により、地下水量が増加し揚水量も多く、実績では1日当たり168 m³となっております。地中の上部に位置する第一帯水層及び地中の下部に位置する第二帯水層ともに現場の下流部及び中央部では安定的な揚水ができる井戸が多くみられるものの、現場の北部、南部、そして県境部では安定的な揚水ができない井戸が多くみられております。青森県側現場は現場視察でも御覧になられたように中央に谷がありまして、元々そこへ地下水が集まりやすい地形であるため、下流部や中央部では安定的に揚水できる井戸が多いものの、それらのエリアから外れた北部や南部、県境部では地下水が少ないために安定的な揚水ができない井戸が多いものと考えられます。

続きまして、揚水井戸の1,4-ジオキサン濃度の状況について御説明します。真ん中の表2を御覧ください。地中の上部に位置する第一帯水層については、これまで濃度の変動はあるものの、平均で約0.21 mg/L、地中の下部に位置する第二帯水層については、平均濃度で約1.0 mg/L、全体としては約0.58 mg/Lで推移している状況です。全体の平均濃度については、地下浸透する雨水の量に影響を受けて増減等がみられることはありますけれども、特別大きな濃度の低下はみられず、ほぼ横ばいで推移している状況にあります。

2ページを御覧ください。こちらは地中の上部に位置する第一帯水層の1,4-ジオキサン濃度になります。高い1,4-ジオキサン濃度が確認されている地点は、現場の中でも下流部のSW-23やSW-24、あとは県境、右側の方ですけれども、黄色で示しているあたりが高いことが確認されている地点です。

前回、3月の協議会において、県境部については今後の浄化対策を検討するにあたり追加で汚染の範囲を確認するための調査を実施しているとの説明をしましたが、3月に調査した結果ではある程度限定的な範囲で、高い濃度の1,4-ジオキサンが確認されております。御覧のように、黄色いところというのはある程度の範囲のみになっている状況です。特にこれまで高い濃度で継続していたア-50-1というところ、2ページの図2を御覧いただきたいのですが、

こちらについては、これまで高い濃度で検出されておりましたので、この原因を調査するために追加で調査しておりましたけれども、3月については環境基準値以下となる結果となりました。ただ、雪解け等で一時的に薄まるなどの季節変動等によることも考えられますので、今後もこれらの水質の変化や県境部の汚染範囲を確認しまして、効果的な浄化を行えるよう対策を検討したいと考えております。

3ページを御覧ください。こちらは、地中の下部に位置する第二帯水層の1,4-ジオキサン濃度を示しております。こちらについては主に現場の下流部で高い1,4-ジオキサン濃度が確認されているという状況にあります。真ん中から少し上の辺りにDW-12、13、17という揚水井戸、灰色で示しておりますけれども、こちらについてはこれまでも揚水があまりできていない状況であり、3月についても調査ができない状況にありました。

先ほど現場の北部や南部、県境部で揚水ができないことがあるということをお知らせしましたが、これらの原因について、現時点で考えられることですが、少し御説明したいと思います。

一緒にお渡ししております右上に参考と書いた資料を御覧ください。これは不法投棄現場の地質断面図を表したものになります。1ページの上のところに黄色でPf-2と書かれているところがありますが、こちらは第一帯水層をなす地層を表しております。あとは下のところに緑色でTbと書かれているところがありますけれども、こちらについては第二帯水層を表しております。また、後で御説明しますが、オレンジ色でデイサイト質と書かれた、硬質の岩盤で水を通しにくいところがありますので、こちらに注目して御説明をしたいと思っております。

参考資料の2ページ目を御覧ください。県境現場は現在客土して、地形成形しておりますけれども、客土を取り除いた地面の状況を表しております。まず県境部で高い濃度が確認されているのは、先ほど説明しましたけれども、図面の右側に2つある赤い○で囲んでいるところになります。こちらの黄色いところ、主に水の通りやすい第一帯水層が表面に出ているところになるんですけれども、ある程度限定的なところに確認されている状況にあります。

3ページを御覧ください。こちらは県境部分の断面図を表しております。3つありますけれども、一番上のSW-28やA-29、真ん中のA-50-1を赤線で囲んでおります。県境部においては、これまでこの3つの地点で高い濃度が確認されておりました。この地質横断面図によりますと、どうやら、これらの地点についてはお椀のような形になっておまして、ここにあるものの洗い出しがなかなかされないような状況にあるということが分かってきております。ですので、なかなか濃度が下がらず、高い濃度を検出していると考えております。

ちょっと飛びまして10ページ、11ページをお願いします。先ほどののは南

北方向でしたけれども、今度は東西方向の断面図になります。右側が県境部分になりますけれども、こちらの方でもやはり、赤線で囲んでいる黄色いところが県境部分にあり、ここに溜まりやすい状況にあるのではないかと考えております。

参考資料の2ページに戻っていただきたいと思います。デイサイトと書かれた赤い点線で囲んでいる箇所があります。こちらは現場の北部で揚水ができない井戸が多いと説明したところですが、これらの揚水井戸がデイサイトという硬質の岩盤があるところに設置されており、そのために揚水ができない状況にあるのではないかと考えております。

その地質の状況ですけれども、6ページを御覧ください。3つあるうちの上にはDW-17、真ん中にDW-12、13を赤線で囲んでおります。まず第二帯水層、深いところを対象としている地下水のあるところなんですけれども、一番下にTbと書かれている緑色の地層の上部数m程度が風化して地下水が溜まっているところを第二帯水層としております。ただ、BNo.11にあるDW-12や13については、地下水のある緑色のTbの地層が薄く、デイサイトが多くあるエリアになっていることが分かってきております。そのために、ここに地下水がなかなか入らず、迂回するために揚水できない状況が続いているのではないかと考えています。

また、同じページの一番上の図の右側にDW-14という現場の南側に位置する揚水井戸があります。現場南側は揚水が多くできない状況ですが、南側は、揚水をしている地下水が現場の中でもかなり高い標高にあり、その上には水を通しにくい地層が厚く堆積しているという状況であります。また、一番上はピンク色で書かれているaf1という難透水層、透水性が悪いローム層で構成されておりまして、雨水等がここから下にはなかなか地下浸透をしづらいという状況にあるのではないかと考えております。元々、第二帯水層は透水性が良くないので、一回揚水してしまえばなかなか回復しづらいというのもありますし、こういった地質の状況もありまして、現場の南側についても揚水が難しいというところがあります。ここは、今年度中間評価等を実施しますけれども、以上については今後、専門家等に御相談をしながら必要な対策を検討していきたいと思っております。

現在の浄化の状況については以上となります。

末永会長： どうもありがとうございました。今まで、なかなか揚水ができないとか、あるいは1,4-ジオキサンの濃度が他のところに比べたらなかなか下がらないというようなことはこれまでもこの会議において報告されましたけれども、今回、地質構造をかなり詳細に調査分析されまして、その結果として、地点によってはその地質構造によって1,4-ジオキサンの濃度がなかなか下がりにくい、あるいは揚水できないということがかなり克明に分かってきたということで御報告をいた

だいたと思います。

これに対しまして、もし御質問があれば。どうぞ、澤口委員。

澤口委員： いろいろと地質とか説明をいただいたんですが、結論として、この南側のところは地下水が溜まりにくい状況にあるということで、このことはこれから地下水の浄化につきましては、当然対策を進めていくと考えていいわけですよね。

末永会長： お答えください。

事務局： 濃度が環境基準を超える値である地点ですので、浄化を進めるために今後検討をしていきたいと考えております。

末永会長： よろしいですか、澤口委員。
それでは宇藤委員、どうぞ。

宇藤委員： 先ほども説明いただいたと思うんですけども、県境部、ア-50-1あたりは3月の時点でだいぶ環境基準以下に下がっている値などを見ると、これは雪解けの水でだいぶ減ったのではないかなという御説明だったと思うんですけど、くみ取れない部分とかもあると思うんですが、水がすごく大事な部分なのかなという感じを受けたんですが。そういうふうな計らいも大丈夫ですか。水を多く入れれば濃度なんか下がってくるのかなというふうに受け止めてよろしいですか。

事務局： そちら辺については今後詳細に検討をしなければいけないところだと思います。地下に水が入れば薄まるかとは思いますが、その中でも水が通りやすいところとすぐ流れるところがありますので、今後、詳細に検討した上で対処していきたいと思っております。

末永会長： どうぞ、続けて。

宇藤委員： 先ほど岩手県の方からもいろいろ説明を受けた時に、井戸というか、そういうお話が出たんですが、そういうこともこれから配慮というか、中間報告が出てからそういうふうなことを考えていくととればよろしいですか。

事務局： 浄化の状況等を見て、必要に応じて揚水して除去する井戸等を造ることもありますし、先ほど宇藤委員からも御指摘のとおり、水を入れなければいけないと

いうのもありますので、そういうための注水井戸についても中間評価に向けて検討をしていきたいと考えております。

末永会長： 従来、なかなかこの辺が分からなかったところがあったんだけど、今回、地質構造をきちっと調べたら、どうしても水が溜まりやすいとか流れにくいとか、いろいろあることが分かりましたので、これから県の方も専門家を交えて対策を検討していくと、そういうふうなことだと思いますので、一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、何か。さっき私が最初の挨拶の中で、岩手県と青森県の温度差ということをちょっと言いましたけれども、まあ、どちらかというところ、これはいい・悪いは抜きにして、岩手県は若干荒っぽい手段でやっているのかなと。ここ、ガバっと土砂を削っちゃって、青森ではああいう方法は絶対採らなかったと思いますけれども。ああいう方法というのは、もちろんこれから青森県の場合は考えられないしやらないと思いますけれどもね。ああいうのというのは、どうなんですか。

それからもう1つは、これは山本委員から聞いたんですが、岩手県の場合は第一帯水層とか第二帯水層、そういう分類も何もしてないと。青森県の場合はきちっとその辺、地質の構造を見て、ここは第一帯水層、第一帯水層よりもっと深いところで流れていると、その辺の議論というのは岩手県の方はどうなっているか。もし参考に教えていただければと思います。どうなんですか。

事務局： 詳しいところまでは申し上げませんが、本県と岩手県の現場、地形の違い、廃棄物の投棄の違いというのも影響していると思います。本県の場合は谷地形ですので、地下水が低い方に流れて行く。岩手県の場合はそうではない、本県とは違うわけです。投棄の形態がスポット的だったということで、その場所によって投棄された廃棄物の性質が違うものですから、それによる影響も異なっていて、対策も違ってきていると思います。

末永会長： ありがとうございます。すいません、途中で聞きました。どうぞ、委員の方々、御質問、御意見があれば。

じゃあ、これは一応ここまでにしまして、また後で全体で何かありましたら。

それでは引き続きまして案件の4、地下水浄化に係る中間評価の実施についてということで、これに関しまして西川主幹の方から御説明、よろしくお願ひいたします。

事務局： 資料4になります。地下水浄化に係る中間評価の実施について。1番の(1)

として、揚水井戸及び観測井戸から得られた地下水質データに基づいて、本協議会委員である専門家からの助言を得て、浄化効果について評価を行います。評価の実施時期は今年度の9月を予定しています。なお、専門家というのは水環境の専門家である鈴木委員と眞家委員になります。

(2) として、評価結果に基づいて、必要となる追加対策工を検討していきます。

(3) として、この評価結果等につきまして協議会に報告をして、意見を聞きます。

(4) として、追加対策工は平成29年度に実施します。なお、国と協議を行って、追加対策工の早期着手に努めていきたいと考えています。

(5) として、平成29年度以降も地下水データの推移を見ながら適時浄化効果を評価していきたいと考えております。

これらの内容をスケジュールにしたものが下のとおりとなっております。上段は浄化対策となっております、揚水井戸による浄化をしながら平成33年の8月に環境基準達成、その後、1年間経過観察をして、問題がなければ平成34年度で事業を終了するという計画となっております。

下段は中間評価になりますが、地下水質データを収集しながら、6月から専門家からの助言を得て、9月に中間評価、この結果について協議会に報告して意見聴取し、29年度に追加対策工を実施。また、29年度以降も適時評価をしていくというようなことを考えております。

中間評価の実施については簡単ですが以上になります。

末永会長： ありがとうございます。今、西川主幹の方から、そういうことで実施したいということですが、さっきありましたが、この専門家というのは、今日は欠席ですが鈴木委員とそれから眞家委員です。眞家委員、よろしく願いいたします。

何か御意見があれば、よろしいですか。

皆さん、委員の方々に御質問のある方、いますか。

こういうことでやると。先ほど北畠主査の方からありましたが、今までのいろいろな調査等も含めていろいろ御助言をいただくということになると思います。そういうことで一つ、よろしく願いしたいと思います。

では、これはこういうふうなことで実施していただくということによろしいですか。

ありがとうございます。

それでは今、一応1から4まで、2、3、4ですが議案を進めてまいりました。2、3、4に関しまして何か振り返って御質問等があるかと思えます。御質問、御意見のある方。

はい、どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 資料2-1の2ページ、1,4-ジオキサンの撤去量というところでは、29,653gと書いてございますが、これはどういうことか教えていただけますか。

末永会長： 資料2-1の2ページですね。「参考」というところ。すいません、よろしくお願ひいたします。

事務局： 現場から取り去った1,4-ジオキサンの量になります。

末永会長： よろしいですか。

宇藤委員： はい。

末永会長： どうぞ、その他。
それではないようですので、案件の5、平成28年度の協議会の開催予定ということで、資料の5でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは資料の5、平成28年度の協議会開催予定について御説明します。
次回、第57回協議会に関しましては、平成28年10月下旬を予定しております。開催予定場所は青森市を考えております。その次、第58回協議会に関しましては今年度末、平成29年3月下旬、こちらも青森市での開催を予定しております。予定については変更の可能性もございますので、その場合にはまた委員の皆様方に御連絡させていただきます。
以上です。

末永会長： ありがとうございます。一応、57回目、今年度2回目が10月下旬、それから今年度3回目、第58回目になるそうですが、それは3月下旬ということですね。いずれも青森市ということで、細かい点は後ほどいろいろ調整していただきまして、委員の皆様方、1人でも多く出れるような形で設定してやっていたらと思います。

なお、57回目、当然ですが、先ほどありました資料4ですが、そこにありますような平成28年9月の中間評価のことに関しまして御議論をいただくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これに関しまして何かございますか。これから細部を詰めていただくということでもよろしいでしょうか。

そうしますと、これで本日の会議は終わりということですが、今日は9時10分から現場の方を見て、私はもう少し順調に育つものかなと思いましたが、なかなか育たないものですね。1年経っても、これ、育ったのかなというふうな感じで。やたらと目についたのは、最初にバツと目についたのは何か外来種の黄色い花、あればっかり目につきまして、これは何だろうなと思ひまして、大変疑問に思いました。あれは客土のせいか、あるいはあの周辺にもおなじものがたくさんありますね。そういったものの花粉とか、まあタンポポなんていうのはパラシュートのように飛んできますので、あの辺に飛んできたのかなと思ひました。いささか、木よりもあっちの方が元気よく育っていると思ひましたが、木も負けずに大きく成長してもらいたいなと思ひました。これから多分順調に育っていくと思ひますが、特に宇藤委員や澤口委員、あるいは山本町長、植物も褒め称えれば成長するものだと思いますから時々行って木を慰めていただきたいなと、とにかく褒め称えて成長させていただければと思ひます。

くだらぬことを申しましたが、こういうことで本日の第56回目のこの協議会を終了します。マイクをそちらにお返しします。

司会 : ありがとうございます。最後に事務局から報告がございます。昨年10月25日に実施しました現場見学会でございますけれども、今年度も田子町と一緒に開催することになりました。6月26日の日曜日、今のところ午後1時過ぎからということで、今回は現場を今日御覧いただいたように若干雑草が生えていまして、雑草の草刈りなども計画しておりますけれども、今のところ、この日程で開催するという御報告させていただきました。

それでは以上をもちまして、第56回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございます。